

個人情報の取扱いに係る特記事項

(定義)

第1 本特記事項でいう「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された番号、記号その他の符号、画像又はその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(基本的事項)

第2 供給者は、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(適正管理)

第3 供給者は、この契約による業務を通じて知り得た個人情報について、漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 供給者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(秘密の保持及び目的外利用の禁止)

第5 供給者は、この契約による業務を通じて知り得た個人情報を他人に提供し、又は当該業務の目的以外の目的に利用してはならない。供給者の従業員であった者についても、同様とする。

2 前項の規定に基づく義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても存続する。

3 第1項の規定は、供給者が発注者の指示又は承諾に基づき、この契約による業務を通じて知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供することを妨げない。

(再委託の禁止)

第6 供給者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者に再委託してはならない。

2 供給者が、発注者の指示又は承諾に基づき、この契約による業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、供給者は、本特記事項に基づく義務を当該第三者に対しても負わせなければならない。ただし、当該第三者の義務違反があったときにおいて、供給者は発注者に対する民事上の責任を免れないものとする。

(複写・複製の禁止)

第7 供給者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務を通じて知り得た個人情報を複写又は複製してはならない。

(個人情報の返還・廃棄等)

第8 供給者は、この契約による業務が終了若しくは解除されたときは、当該業務上知り得た個人情報を含む媒体を直ちに発注者に返還し、又は復元又は判読不可能な方法により当該個人情報の消去又は破棄を行わなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りではない。

(調査)

第9 発注者は、供給者がこの契約による業務を処理するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第10 供給者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第11 発注者は、この契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、供給者に対して必要な指示を行うものとし、供給者は、その指示に従わなければならない。

(違反した場合の措置等)

第12 発注者は、供給者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。